

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県規則の形式を左横書きに改正する等の規則**（規則第三十四号）

- 一 この規則の施行の際現に公布されている徳島県規則（徳島県漁業調整規則及び徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則を除く。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改めることとした。
- 二 一に伴う必要な用字及び用語の改正を行うこととした。
- 三 既存規則における用字及び用語であつて古い慣例に基づく表現及び表記が用いられているものうち主要なものについて、現在の法令における慣例に基づく表現及び表記に改めることとした。

- 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県漁業調整規則等の形式を左横書きに改正する等の規則**（規則第三十五号）

- 一 徳島県漁業調整規則及び徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則の形式を左横書きに改めることとした。
- 二 一に伴う必要な用字及び用語の改正を行うこととした。
- 三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。